

21 富士川町高下地区における環境影響の検討状況について

富士川町高下地区（以下、「高下地区」という。）の地上部で施工する工事は、工事施工ヤード及び工事用道路の設置、高架橋の構築、変電施設及び保守基地における造成・建屋築造を想定している。

このうち、変電施設及び保守基地における造成工事においては、富士川町最勝寺地区と高下地区のトンネルの工事により発生する建設発生土約240万m³を谷地形の造成等に使用することを想定している。

高下地区の地上部の改変に伴い検討した環境影響評価項目と評価書での反映状況を表 21-1 に示す。

表 21-1(1) 高下地区における環境影響評価項目と評価書での反映状況

影響要因の区分			工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用		評価書での反映状況
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤード及び工事用道路の設置	工事施工ヤード及び工事用道路の設置	の存在	の存在	
環境要素の区分										
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査・予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	○	○					建設機械の稼働： 予測結果；p.8-1-1-35～36（予測地点20） 環境保全措置；p.8-1-1-49～50 工事用車両の運行： 予測結果；p.8-1-1-63（予測地点12） 環境保全措置；p.8-1-1-76～77
			粉じん等	◎	◎					建設機械の稼働： 予測結果；p.8-1-1-86（予測地点20） 環境保全措置；p.8-1-1-97～98 工事用車両の運行： 予測結果；p.8-1-1-104（予測地点12） 環境保全措置；p.8-1-1-115～116
		騒音	騒音	◎	◎					建設機械の稼働： 予測結果；p.8-1-2-27（予測地点19） 環境保全措置；p.8-1-2-39～40 工事用車両の運行： 予測結果；p.8-1-2-46（予測地点12） 環境保全措置；p.8-1-2-57～58
		振動	振動	◎	◎					建設機械の稼働： 予測結果；p.8-1-3-25（予測地点19） 環境保全措置；p.8-1-3-37～38 工事用車両の運行： 予測結果；p.8-1-3-43（予測地点12） 環境保全措置；p.8-1-3-55～56
		微気圧波	微気圧波							
			低周波音	低周波音						
	水環境	水質	水の濁り			○	○			切土工等；予測結果；p.8-2-1-28（小柳川） 環境保全措置；p.8-2-1-29～30 工事ヤード；予測結果；p.8-2-1-37（小柳川） 環境保全措置；p.8-2-1-38
			水の汚れ			○				予測結果；p.8-2-1-45（小柳川） 環境保全措置；p.8-2-1-46～47
		水底の底質	水底の底質							
		地下水	地下水の水質及び水位							
		水資源	水資源							
	土壌に係る環境その他の環境要素	地形及び地質	重要な地形及び地質							
		地盤	地盤沈下							
		土壌	土壌汚染			○				予測結果；p.8-3-3-27～28 環境保全措置；p.8-3-3-29～30
		その他の環境要素	日照阻害					◎	○	予測結果；p.8-3-4-22～23（予測地点24、25、26） 環境保全措置；p.8-3-4-24
電波障害							○	○	予測結果；p.8-3-5-9（予測地点28） 環境保全措置；p.8-3-5-10～11	
	文化財									
	磁界									
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査・予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	○	○	○	○	◎	○	次ページ参照	
	植物	重要な種及び群落			○	○	◎	○		
	生態系	地域を特徴づける生態系	○	○	○	○	◎	○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査・予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					◎	○	予測結果；p.8-5-1-52～53（予測地点14ダイヤモンド富士撮影ポイント（主要な眺望点）） 環境保全措置；p.8-5-1-94	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場								
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			◎				予測結果；p.8-6-1-1（資料編p.18-1-1～3） 環境保全措置；p.8-6-1-3	
	廃棄物等	廃棄物等								
	温室効果ガス	温室効果ガス	○	○					建設機械の稼働及び工事用車両の運行； 予測結果 p.8-6-2-1～4 環境保全措置 p.8-6-2-6～7	

表 21-1(2) 高下地区における環境影響評価項目と評価書での反映状況

1. この表において「◎」は国土交通省令における参考項目、「○」は参考項目以外に事業者により追加した項目、「-」は参考項目であるが、選定しなかった項目を示す。
2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
3. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は、希少性の観点から重要なものをいう。
4. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は、地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
5. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
6. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
7. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
8. この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
9. この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいい、発生土置き場を含む。
10. この表において「建設工事に伴う副産物」とは、建設工事に伴い副次的に得られたすべての物品であり、その種類としては、「工事現場外に搬出される建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」、「建設発生木材」、「建設汚泥」、「紙くず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く。）及び陶器くず」またはこれらのものが混合した「建設混合廃棄物」などがある。（国土交通省のリサイクルホームページより抜粋）

※影響要因について、本表は高下地区の地上部における改変を想定したものに限定して記載しており、トンネルの工事、鉄道施設（トンネル）の存在、鉄道施設（地表式又は掘割式）の存在、鉄道施設（駅、換気施設）の供用、列車の走行については、本表からは割愛した。

【動物】

高下地区で確認した重要な種は以下の 33 種である。そのうち、直接改変等により「生息環境の一部が保全されない可能性がある」と予測したミゾゴイ、サシバについては、「防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用」、「工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による重要な種の生息環境の確保」等の保全措置を講ずることとした。

- 哺乳類：ニホンキクガシラコウモリ、ニホンツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニッコウムササビ、ホンシュウカヤネズミ（5 種）
- 鳥類：ミゾゴイ、ハリオアマツバメ、ハチクマ、ツミ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、クマタカ、フクロウ、アオバズク、ハヤブサ、サンショウクイ、サンコウチョウ、トラツグミ、ミヤマホオジロ、クロジ（16 種）
- 爬虫類：シマヘビ、シロマダラ（2 種）
- 両生類：アカハライモリ、トノサマガエル（2 種）
- 昆虫類：オジロサナエ、ケブカツヤオオアリ、トゲアリ、フタモンベッコウ、オオムラサキ、サトキマダラヒゲ（6 種）
- 魚類：アマゴ（1 種）
- 底生動物：オジロサナエ（1 種）

【植物】

高下地区で確認した重要な種は以下の 14 種である。そのうち、直接改変等により「生育環境の一部が保全されない可能性がある」等と予測したイワオモダカ、カンアオイ、ウスゲチョウジタデ、タチキランソウ、ヤマユリ、エビネ、エビラシダ、ツルカノコソウについては、「工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による重要な種の生育環境の確保」、「重要な種の移植・播種」等の保全措置を講ずることとした。

- ヒロハハナヤスリ、オオバノハチジョウシダ、エビラシダ、イワオモダカ、シキミ、ミスミノウ、カンアオイ、ウスゲチョウジタデ、タチキランソウ、カワヂシャ、ツルカノコソウ、ヤマユリ、ヒエガエリ、エビネ

【生態系】

高下地区については、地域を特徴づける生態系として里地・里山の生態系（巨摩・赤石地域）と位置づけた。また、注目種として、上位性の種はホンドキツネ（哺乳類）、サシバ（鳥類）、典型性の種はミゾゴイ（鳥類）、シジュウカラ（鳥類）、アカハライモリ（両生類）、オオムラサキ（昆虫類）を選定した。そのうち、直接改変等により「ハビタットの一部が保全されない可能性がある」等と予測したサシバ、ミゾゴイについては、「防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用」、「工事施工ヤード等の林縁保護植栽等による重要な種の生息環境の確保」等の保全措置を講ずることとした。